

後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について

令和 6 年 10 月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 相当の料金のことを言います。

例えば、先発医薬品の価格が 1 錠 100 円、後発医薬品の価格が 1 錠 60 円の場合、差額 40 円の 4 分の 1 である 10 円を、通常の 1～3 割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

- ・特別の料金は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- ・端数処理の関係などで特別の料金が 4 分の 1 ちょうどにならない場合もあります。
- ・後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ・薬剤料以外の費用(診療・調剤の費用)はこれまでと変わりません。



2025 年 4 月 1 日

館林記念病院